

前回審査会（令和3年4月23日）における指摘事項及び事業者の見解  
 （（仮称）新田原臨海風力発電所 環境影響評価方法書）

番号	指 摘 事 項	事 業 者 の 見 解
水質		
1	<p>水質（水の濁り）が環境影響評価の選定項目としていないことについて、以下2つの観点から、選定しない項目とする判断が妥当かどうかを審査することができない問題がある。</p> <p>そこで、（ア）この判断に必要な情報がわかるように修正する、または、（イ）選定項目から除外しないように修正する、のいずれかの対応が必要である。</p> <p>1. 評価の選定項目について</p> <p>表 6.1-2 において、水質（水の濁り）は環境要素として選定しない項目としている。環境影響がないか、程度が極めて小さい、影響を受ける対象が存在しない、のいずれかに該当する場合となっている。そして、表 6.1-3(1)において、水質（水の濁り）に対し、造成等の施工による一時的な影響を否定する理由として以下を挙げている。</p> <p>① 事業区域と水域との間に隔離がある。</p> <p>② 必要に応じ集水池や素掘り側溝で濁水流出防止・自然浸透を図り、濁水が直接水域に流入することはない。        （構造例は 2-12 ページに例示）</p> <p>これらについて、以下のように考える。</p> <p>①については「隔離」の物理的意味が不明であり、距離的な意味だにとらえるにしても、設置位置が未定の計画ではこの点をそもそも判断できない。その中で、この要素を排除してよいかどうかを判断できないため、この段階では安全側に考えて選定項目に入れるのが自然と考える。</p>	<p>今後風力発電機の配置検討を進めていく中で、①事業区域と水域との離隔、②濁水対策について、具体的な検討を進めていくとともに、ご指摘を踏まえ、必要に応じて一時的な造成に伴う水質（水の濁り）について、今後、環境影響評価項目として選定することを検討いたします。</p>

番号	指摘事項	事業者の見解
	<p>②については、水域への流入を防止する措置として、「浸透を図る」としているのみであり、工事工程・計画の詳細が不明の現段階で、これが有効に作用する条件（浸透性、地下水位、など）にあるかどうか判断できない。そもそも、濁質がいったん発生すれば、浸透性は極端に低下するため、予測なしに浸透のみによって流入防止できるとの判断ができない。</p> <p>よって、安全側に考えて選定項目に入れる判断が適切であると考える。</p> <p>2. 事業・工事の条件不明示について</p> <p>水質（水の濁り）の流入の選定項目除外の観点から「2.2. 対象事業の内容」を見た場合、以下の問題がある。</p> <p>(A) 「基礎の構造（杭基礎又は直接基礎）は、今後の地質調査の結果により決定する。」（p. 2-9）としており、基礎工事において濁質・排水を要しない工法であるかどうかを事前に判断できない。</p> <p>(B) 断面図・平面図が p. 2-10 に示されているが、この規模に対して工事に必要な裸地面・造成面がどの程度の範囲に及ぶ規模なのかの明示がないため、p. 2-12 に示された雨水排水措置の性能がこれに十分見合うのかが分からず、上記の項目除外が適当かどうかの判断ができない。</p> <p style="text-align: right;">（鷲見委員）</p>	

番号	指 摘 事 項	事 業 者 の 見 解
鳥類		
2	<p>希少猛禽類の調査について、定点調査を行うこととしているが、チュウヒのねぐらに対してどのようなコースで飛翔してくるかも含めて調査をしていただきたい。</p> <p>また、定点付近で営巣地が確認された場合は、チュウヒへの影響を低減するため、少し距離を離れたところに定点を配置するなどして欲しい。</p> <p>定点の配置に関して、過去のアセス案件では、汐川干潟の南東のところまで調査範囲としていたと思う。行動圏をカバーするためには、定点調査地点が、足りないのではないかと感じた。干潟の西側も含めて、行動圏全体を把握できるような調査地点として欲しい。</p> <p style="text-align: right;">(橋本委員)</p>	<p>希少猛禽類の定点調査にあたっては、チュウヒのねぐら及びねぐらへの経路の把握に努めます。また、定点付近で営巣地が確認された場合は、チュウヒへの繁殖への影響を低減するために、定点の位置を適切な位置に移動するようにいたします。</p> <p>定点の配置について、本事業は過去のアセス案件よりも北西に位置しており、本事業の対象事業実施区域及びその周囲に生息する猛禽類を把握するために定点を設定しています。</p> <p>ご指摘をいただいた汐川干潟の南東について、本事業の対象事業実施区域から離れており、かつ本事業は建替え事業であることから、汐川干潟を利用する個体への影響は小さいと考えております。現状お示ししている定点でも、対象事業実施区域及びその周辺を利用、飛翔するチュウヒが汐川干潟南東方向へ移動する行動を観察することは可能と考えています。</p> <p>当該定点から、対象事業実施区域の近傍にチュウヒの営巣地が確認された場合であって、当該個体の汐川干潟南東方向への飛翔が多く確認された場合には、定点を移動させるなどして、適切に調査を行います。</p>